## 「ベースプラン」提供条件書

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社(以下、併せて「当社」といいます。)は、povo2.0 通信サービス契約約款に定めるデュアルサービスについて、以下のとおりベースプランを提供します。

#### 1. 概要

「ベースプラン」は、基本料金0円からご利用いただけるpovo2.0の料金プランです。

#### 2. 提供条件

- (1) ベースプランの基本情報
  - ・月間データ容量はありません。国内でのデータ通信ご利用の場合は通信速度は送受信最大 128kbps に制限します。ただし、povo2.0 アプリ内でのデータ残量の確認、トッピングの購入に関するデータ通信のうち当社が指定したものへの通信はこの制限の対象外です。
  - ・海外でのデータ通信のご利用には「海外データトッピング」提供条件書に定める海外データトッピングの購入が必要です。ただし、povo2.0 アプリご利用時は、「海外データトッピング」のご購入など一部の通信がご利用いただけます。
  - 「データトッピング」提供条件書に定めるデータトッピング、「コンテンツトッピング」提供条件書に定めるコンテンツトッピングまたは「お試しトッピング」提供条件書に定めるお試しトッピングをご購入いただくことで、それぞれのトッピングに定めるデータ容量および期間について、通常の通信速度でご利用いただけます。お試しトッピングの提供内容については、当社のホームページ(https://povo.jp/conditions/)に定めるところによります。
  - ・トッピングをご利用の際は、「povo2.0 アプリ」、他社アプリ等経由または所定のweb サイトにてトッピングの種別を選択のうえ購入してください。
  - ・また、プロモコード等((6)に記載しています。)を登録いただいた場合、そのプロモコード等にて付与されたデータボーナスに定めるデータ容量および期間について、 通常の通信速度でご利用いただけます。
  - ・各種ご利用料金は、以下のとおりです。

区分	料金	備考	
基本使用料	0 円/月	-	
国内通話料	税抜額 20 円/30 秒 (税込額 22 円/30 秒)	衛星電話への通話は税抜額 161 円(税 込額 177 円)/30 秒です。また、他事 業者が料金設定している電話番号へ は指定の通話料がかかります。	
国内 SMS 利用料	[送信]税抜額3円/通 (税込額3.3円/通) ※全角70文字まで [受信]無料	機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。SMS の詳細は(5)①をご参照ください。	

#### (2) データ通信について

#### ① データ通信利用の制限

トッピングをご購入またはプロモコード等を登録されない場合、通信速度は送受信 最大 128kbps に制限します。また、一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限します(トッピングやデータボーナスでのご利用分を含みます。)。

#### ② サービス提供のための通信制御について(通信識別機能)

データトッピングやコンテンツトッピングを提供するために、通信先やご利用しているサービス(メッセージなど、通信の内容は閲覧しません。)を識別します。識別の結果は、購入されたトッピングの内容に応じた使い放題の提供、データ通信量のカウントや通信速度の制御などに利用します。

#### (3) 国際通話/国際 SMS について

#### ① 国際通話料

通話先区分によって、通話料が異なります。通話先区分およびぞれぞれの通話料については、別紙のとおりとします。

#### ② 国際 SMS 利用料

送信料は全角 70 文字まで 100 円/通、受信料は無料です。機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。SMS の詳細は(5)①をご参照ください。

※国際通話料および国際 SMS 利用料には、消費税はかかりません。

#### (4) 手続きに関する料金

#### ①契約事務手数料

税抜額(税込額)	条件※2、※3
	povo2.0 の SIM を有効化した日から遡って昨年の同じ暦日
3,500円(3,850円)	(応当日)までの間に、同一名義で累計 5 回線以上 povo2.0
	の SIM を有効化していた場合(※1)にかかります。

- ※1 お申込み手続き中の回線、au/UQ mobile へ変更済み回線、および解約済み回線を 含みます。解約済み回線には、当社からの解約回線も含みます。累計回線数は KDDI/沖縄セルラーで合算します。
- ※2 当社からの解約回線について上欄の規定に該当する場合、この手数料がかかります(povo2.0 通信サービス契約約款第 13 条第 3 項による解約の場合を除きます。)。
- ※3 ご契約の翌月または翌々月以降に請求させていただきます。

#### ②SIM 再発行等に係る手数料

区分	税抜額(税込額)	条件※2、※3
SIMカードの再発行、 SIMカードへの変更	3,500円(3,850円)/回	左記の申込みがあり、当社が新たな SIM 等の発行を完了したときに

eSIM の再発行、eSIM	400 ED (440 ED) /ED	かかります。
への変更 ※1	400円(440円)/回	

- ※1 eSIM の再発行、eSIM への変更については、当面の間、手数料はかかりません。
- ※2 当面の間、新たな SIM 等を有効化したときにかかります。
- ※3 手数料がかかることになった月の翌月以降に請求させていただきます。

#### (5) ベースプランに含まれる機能

以下の機能が、ベースプランに含まれ、お申込み不要でご利用いただけます。ベース プランに含まれる機能に関するその他の提供条件については、契約約款等及び当社の ホームページに定めるところによります。

#### (1) SMS

- ・電話番号を使用して、文字メッセージの送受信を行うことができます。
- ・同一の電話番号からの 1 日の SMS (海外での SMS の送信を含みます。以下この項において同じとします。)の送信回数が 200 回を超えた場合、それ以降その日において、SMS を送信することはできません。番号移行または MNP があった場合、移行前後または MNP 前後の送信回数を合算して判定します。なお、本機能が停止する前に 200 回を超えて送信した SMS があった場合も、料金の支払いが必要です。
- ・ご利用のスマートフォンにより、送信できる文字数の上限が異なります。
- ・電波が伝わりにくい等の理由により通信の相手先に送信できない場合、当社の設備に SMS をお預かりし、所定のタイミングで再送します。お預かりした SMS は、一定期間経過後に消去します。
- ・発信者番号通知を「通知しない」と設定している場合、SMS を送信することはできません。
- ・他事業者との間で受送信される SMS・国際 SMS は、文字コードや絵文字などの形式を変換することがあります。
- ・国際 SMS は、外国の法令や海外事業者の契約約款等により送信を制限されること があります。
- ・当社は、本機能を利用する povo2.0 契約者(利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。本機能において同じとします。)から、SMS の受信時に当社が必要とする範囲でその SMS の送信元及び内容を確認し、フィッシング等の詐欺犯罪、マルウェア、ドラッグ、出会い系又はアダルトその他契約者に危険を及ぼす恐れがあると当社が判定した SMS の受信を行わないようにする取扱い(以下「迷惑SMS ブロック」といいます。)を利用する意思表示があったものとみなして取り扱います。
- ・povo2.0 契約者は、当社が別に定める方法により、その契約者回線について、迷惑 SMS ブロックの利用を取りやめる意思表示又は利用を取りやめた迷惑 SMS ブロックについて再度の利用を行う意思表示をすることができます。
- ・当社は、迷惑 SMS ブロックの利用中に SMS を受信し又は受信しなかったことにより生じた結果及びこれに係る被害又は損害について、責任を負わないものとします。
- ・当社は、povo2.0契約者に対して、迷惑SMSブロックの安全性、正確性、確実性、

有用性のほか、povo2.0 契約者の利用目的や要求に対する適合性等について何ら保証するものではありません。

・前 2 号の規定は、当社の故意又は重大な過失によって生じた当社の責任に対して は適用されないものとします。

## ② インターネット接続機能

- ・インターネットとの間でデータ通信、+メッセージ等が利用できます。
- ・ベストエフォート型のサービスであり、通信の品質は保証しません。
- ・+メッセージで受信または送信を行うことができる情報量、情報の表示方法等に 関する提供条件については、+メッセージ利用規約に定めるところによります。 同利用規約に定める+メッセージに係る利用契約を締結している場合に限り、+ メッセージを利用することができます。
- ・他事業者から MNP で povo2.0 にお申し込みのお客さまが、MNP に先立ち、当社の +メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用していた 場合、povo2.0 のお申込みと同時に+メッセージに係る利用契約の申込みがあっ たものとし、povo2.0 の申込みの承諾と同時にその申込みを承諾したものとして 取り扱います。

#### ③ テザリング

- ・povo2.0 で利用するスマートフォンに、パソコンやゲーム機器等の外部機器を接続することで、それらの外部機器でデータ通信を利用できます。
- 本機能を利用して発生したデータ通信については、データ容量を消費します。
- ・通信の品質は保証しません。

#### 4 海外ローミング機能

#### 【共通】

- ・海外で povo2.0 を利用できる機能です。当社による所定の登録完了後にご利用いただけます。海外で利用不可としたい場合は所定の申し出をいただくことにより、海外ローミング機能を利用できないようにすることができます。
- 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。

ア データ通信以外のもの

プログラグ 000 000 000 000 000 000 000 000 000			
利用形態	内容		
渡航先宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであっ		
	て、発信側の移動無線装置が在圏する海外利用地域(別紙		
	2に定めるものをいいます。以下同じとします。)と同一の		
	地域宛のもの		
日本宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであっ		
	て、日本宛のもの		
渡航先以外宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであっ		
	て、渡航先宛通話利用及び日本宛通話利用以外のもの		
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの		
海外SMS利用	外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用し		
	たもの		

#### 備考

- (ア) 上記の規定に関わらず、当社が別に定める海外利用地域間の通話 (海外ローミングについて定めた当社所定のホームページに規定するものに限ります。)については渡航先宛通話利用として取り扱います。
- (イ) 外国事業者のVoLTE以外のネットワークを利用した場合、当社は外国事業者から取得した通話明細における通話先電話番号を元に利用形態を判定します。

#### イ データ通信に係るもの

- ・利用形態および利用地域により、オプション機能使用料が異なります。利用可能 地域は別紙2、料金は別紙3のとおりです。なお、実際に通信を行うことができ る場所、利用できる利用形態その他外国事業者の通信サービスの内容については、 povo2.0で利用している端末および外国事業者により異なります。
- ・オプション機能使用料は、当社所定の期間に従って計算します。
- ・オプション機能使用料の適用および通信速度の制限等にあたり、通話時間(着信通話利用に係るものに限ります。)、SMSの送信回数、利用データ量ならびにデータ通信の利用にあたって選択した利用日数およびその登録回数は、当社の機器により測定します。着信通話利用以外の通話に係る通話時間は、外国事業者の機器により測定します。
- ・本機能の利用に係る料金その他の債務の請求については、外国事業者の事情により、利用の翌々月以降となる場合があります。
- ・国際ローミング協定その他外国の法令等により、本機能の利用を制限することがあります。
- ※本機能のオプション機能使用料に、消費税相当額はかかりません。

#### 【通話/SMS】

- ・KDDI の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話(以下「着信自動通話」といいます。)を利用できるときに限り、提供します。
- ・povo2.0 への通話または SMS が送信された場合に、契約者確認信号(外国事業者の電気通信設備において povo2.0 の端末を確認した信号をいいます。)によりそのpovo2.0 の端末が海外に在圏すると認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話または SMS を外国事業者の設備へ転送します。この場合、転送する前までの通話は、国内の当社所定の地域に在圏する端末への通話とみなして取り扱います。
- ・データ通信を除く当月のオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、その povo2.0 回線について、povo2.0 通信サービスの利用を制限することがあります。当社は、これにより生じた損害については、その povo2.0 通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月に契約者が支払った povo2.0 通信サービスの料金の1日当たりの平均額(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)を上限として賠償します。

#### 【データ通信】

「海外データトッピング」提供条件書に定める海外データトッピングをご購入い

ただくことで、それぞれのトッピングに定めるデータ容量および期間について、 通常の通信速度でご利用いただけます。

#### ⑤ 着信転送

- ・その povo2.0 回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の povo2.0 回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。
- ・本機能により転送される通話は、本機能を利用している povo2.0 回線からの通話 とみなし、その通話の料金及びその他の取扱いについては、契約約款等の規定を 適用します。
- ・本機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。
- ・本機能を利用している povo2.0 回線への通話及び本機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため povo2.0 回線に接続されている端末が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する端末との通話とみなして取り扱います。
- ・当社は、本機能の提供を受けている povo2.0 回線について、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止する場合があります。

ア その povo2.0 契約者が、契約約款等に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が認めたとき。

イ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- ・当社は、当社の故意又は重過失によるものを除き、本機能の利用に関して、一切 の責任を負わないものとします。
- 本機能を利用する者は、あらかじめ暗証番号を設定いただくなど所定の準備を実施する 必要があります。

#### (6) データボーナス

- ・当社のキャンペーン等で進呈したベースプラン向けプロモコード、または PIN コード※等をお持ちの場合、povo2.0 アプリや所定の web サイト等にてそのコードをご登録いただく、または当社のキャンペーン等の提供条件を満たすことで、そのpovo2.0回線に対し、データボーナスとしてデータ容量を付与いたします。
- ・付与されるデータ容量や有効期限その他の条件は、進呈したプロモコード等に応じて異なります。プロモコード等のご提供条件にてご確認ください。
- ※所定の店舗にてご購入いただけるカードに記載された、所定の web サイト上で登録可能 なコードをいいます。なお、登録された PIN コードはいかなる場合であっても取り 消しできません。

## (7) データの消費順序など

- ・国内と海外では、データ消費順序を分けて管理しています。
- ・国内では、データボーナス、データトッピングの順でデータ容量を消費します(データボーナス、データトッピングが複数適用されている場合は、それぞれ有効期限が早いものからデータ容量を消費します。)。

なお、データ使い放題となるデータボーナスやトッピングと、対象コンテンツ通信のデータ使い放題となるコンテンツトッピングについては、その有効期限にかかわらず、そのほかのデータボーナス、データトッピングより優先して適用します。

・海外では、海外データトッピングを購入いただいた場合もしくは海外で使えるデータボーナスが適用されている場合、その購入または適用されているデータ容量を全て消費するまでの間、新たな海外データトッピングの購入または海外で使えるデータボーナスを適用いただくことはできません。

#### (8) 長期間未購入時の利用停止、契約解除について

- ・最後の有料トッピングの有効期限の翌日(有料トッピングのご購入※1 がない場合、povo2.0 の SIM を有効化した日※2)から 180 日の間※3、有料トッピングのご購入※1 がない場合※4、順次利用停止させていただきます。
  - ※1 キャンペーン等により無償としている有料トッピングのご購入については、有料トッピングのご購入に含みません。(有料トッピングのご購入後、後日の返金や auPAY チャージの還元等により無償となる場合も含みます。)
  - ※2 SIM が有効化されない場合は、povo2.0 のご利用料金の支払い方法を当社が承認させていただいた日とします。
  - ※3 一時中断をお申し出いただいた場合など、povo2.0 をご利用いただけない期間 を含みます。
  - ※4 期間内の国内通話料と国内 SMS 利用料その他所定の従量料金の合計額が税抜額 600 円(税込額 660 円)を超えている場合、または当社が別で定めるプロモコード等の 利用がある場合を除きます。詳細については、コード一覧(https://povo.jp/code-list/)をご参照ください。

ただし、長時間通話など、利用停止までに当社の設備で従量料金の発生が確認できない場合があります。

- ※5 商品名に「povo ガチャ」が付いているトッピングで取得したプロモコードの利用は、本条本号との関係では有料トッピングとみなされず、即時適用のデータの有効期限満了時から起算される利用停止期間の進行を妨げません。
- 180 日間には、料金のお支払いがないその他の理由で利用停止されている期間を含みます。
- ・利用停止後30日の間に有料トッピングのご購入がない場合、順次契約解除させていただきます。
- ・利用停止または契約解除については、事前に povo2.0 のアカウントであるメールアドレス宛または SMS 宛にその詳細をご通知します。

#### (9) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

・ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料については、ご購入されたトッピングが有効な月または従量の通話・SMS 等のご利用があった月のみご請求します。ただし、当面の間、ご請求しません。ご請求を開始する際は、povo2.0 の Web サイトにてお知らせします。

#### (10) その他ご注意事項

- ① ローミング時の通話料、データ通信料について
  - ・ローミングとは、KDDIのご契約者が沖縄セルラーエリア内で通信を行うこと、または沖縄セルラーのご契約者が KDDIエリア内で通信を行うことをいいます。ローミングにより生じた債権については、通信を行ったエリアの事業者から契約元の事業者へ債権譲渡し、ご利用料金に合算して請求します。
  - ・ローミング時に利用した通話およびデータ通信に関する料金その他取扱いについては、本提供条件書その他当社の提供条件書に規定する内容と同じとします。

#### ② 電話番号案内サービスについて

電話番号案内サービスをご利用の場合、通話料のほか、1 の電話番号案内につき税抜額 200 円(税込額 220 円)がかかります。その他提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。

- ③ 料金のかからない通話、データ通信について 以下の通話、データ通信については、料金がかかりません。
  - 緊急通報(110番、118番、119番)に係る通話
  - ・povo2.0 アプリ内でのデータ残量の確認、トッピングの購入に関するデータ通信のうち、当社が指定したものへのデータ通信

## ■本提供条件書について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の 提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供 条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものと し、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしま す。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(povo2.0通信サービス契約約款 その他当社の各契約約款および各規約をいいます。)の規定を適用します。契約約款等の 詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・povo2.0 に関するその他の提供条件については、当社のホームページ等に定めるところによります。

#### ■更新履歴

2021 年 9 月 29 日 初版作成

2022 年 1 月 1 日 長期未開通時のキャンセル条件の明確化のため改版

2022 年 2 月 25 日 お申込みに関する注意事項の記載のための改版

2022 年 3 月 1 日 一時中断の開始に伴う改版

2022 年 12 月 20 日 2022 年 12 月 20 日以降のお申込みに係る契約事務手数料に関する改

版

2023年2月1日 衛星電話への通話に関する改版

(衛星電話のうちワイドスターⅡへの通話については、2023年3月1日午前0時00分00 秒以降に終了した通話より、改定後の通話料を適用します。それまでの間の通話料は 次のとおりです。

衛星電話(陸上)への通話:税抜額20円(税込額22円)/30秒 衛星電話(船舶)への通話:税抜額50円(税込額55円)/30秒)

2023 年 2 月 15 日 迷惑 SMS ブロックの提供開始に伴う改版

2023 年 3 月 8 日 スマホギガトレードの提供開始に伴う改版

2023年3月14日 お申込みに関する注意事項の削除に伴う改版

2023 年 4 月 1 日 契約事務手数料、SIM 再発行等に係る手数料の改定

(契約事務手数料の額については、2023 年 4 月 20 日午前 0 時 00 分 00 秒以降にお申込み された回線より、(4)①の条件に応じ改定後の手数料を適用します。)

2023年7月20日 海外ローミング機能の提供開始に伴う改版

(データ通信の提供については、当社所定の日より開始します。)

2023 年 9 月 13 日 2023 年 9 月 13 日午前 0 時 00 分 00 秒以降のお申込みに係る SIM 再 行等に係る手数料に関する改版

2023 年 10 月 27 日 海外ローミング機能の利用可能地域に関する改版 (本改定は10 月 1 日から実施します。)

2023 年 11 月 17 日 ベースプランの基本情報に関する改版

2024年2月22日 他社アプリ等経由でのトッピング提供開始に伴う改版

2024 年 3 月 27 日 povo2. 0 データ専用プランの提供開始に伴う改版ならびに SMS 機能等に 関する改版

(SMS 機能等に関する改定については 2024 年 4 月 10 日から実施します。)

2024 年 5 月 20 日 留守番電話サービスおよび着信転送サービスの提供開始に関する改版 2024 年 5 月 29 日 国際通話に関する改版

(本改定は 2024 年 8 月 1 日から実施します。2024 年 5 月 29 日から 2024 年 7 月 31 日までの間、国際通話(特定衛星携帯電話及びインマルサットサービスに係るものを除きます。)に係る通話先区分及び通話料は、別紙 1 (国際通話の通話先区分及び通話料) の規定に関わらず、次表のとおりとします。)

通話先区分	通話料
アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、オーストラリア、	20 円/30 秒
カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド	
マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国(香港及びマカオを除	55 円/30 秒
きます。)、朝鮮民主主義人民共和国	
アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾー	65 円/30 秒
ルス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アル	
バニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イ	
スラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和	
国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和	
国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王	
国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王	
国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和	
国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョ	

通話先区分	通話料
ージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア	
共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王	
国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ	
共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイ	
ン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキ	
ア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王	
国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ド	
イツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、ト	
ンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王	
国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イ	
スラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共	
和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、	
フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王	
国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリ	
ア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベル	
ギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェ	
ゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユ	
ーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミク	
ロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和	
国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハ	
シェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア	
共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公	
国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア	
アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガ	85 円/30 秒
ンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エ	
リトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメ	
ルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、	
ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、	
コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和	
国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン	
共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セン	
トヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、	
チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア	
連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブ	
ルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガ	
スカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モ	
ーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リ	
ビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道	
ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共	
和国	
アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、	95 円/30 秒
アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和	
国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セン	

通話先区分	通話料
トマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グ	
アデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマ	
ン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミク	
ロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビ	
ス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ターク	
ス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニ	
ダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和	
国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエ	
ルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領	
ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリ	
ビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モ	
ンセラット	

特定衛星携帯電話 1 (スラーヤ)	275 円/1 分
特定衛星携帯電話 2 (イリジウム)	380 円/1 分
インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speech モード	260 円/1 分
以外の場合)	
インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speech モード	840 円/1 分
の場合)	
国際ネットワーク 1 (Orange S.A. が提供する国際ネットワークをいいます。)	65 円/30 秒

2024年9月30日 国際通話の通話先区分に関する改版

2024年11月19日 povo Data Oasis 開始に伴う改版

2024年12月1日 海外ローミングの利用可能地域および海外ローミング機能のオプション機能使用料に関する改版

(海外ローミングの利用可能地域に関する改定は2025年1月1日から実施します。)

(海外ローミング機能のオプション機能使用料に関する改定は2025年1月8日から実施します。) ・海外ローミング機能のオプション機能使用料に関する改定は、次表に定めるとおり実施しま す。

海外ローミング機能に係るオプション機能 使用料 (渡航先での着信に係るものに限り ます。)に関する改定	日本時間の令和7年1月8日午前0時00分以降 に着信のあった通話について実施します。
海外ローミング機能に係るオプション機能 使用料 (渡航先での着信に係るものを除き ます。)に関する改定	その通話に係る通話明細を当社が外国事業者から受領した日時が、令和7年1月8日の当社所 定の時刻以降の通話について実施します。

・2024 年 12 月 1 日から本改定実施までの間、次表の左欄に定める地域区分での海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(通話に係るものに限ります。)は、別紙3の(1)の規定に関わらず、次表のとおりとします。

1, 2 / 1 / 12/11	,0 , = 0 0 · , 0			
地域区分	通話区分及び料金			
	渡航先での国内 通話	日本への 国際通話	日本以外への国 際通話	渡航先での着信
アメリカフ	80 円	250 円	280 円	100円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100円

・この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

別紙1 国際通話の通話先区分及び通話料

地域	通話先区分及び通話科 通話先区分 通話先区分	通話料
アジア	マレーシア	79 円/30 秒
	ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ	82 円/30 秒
	シンガポール共和国	89 円/30 秒
	フィリピン共和国	94 円/30 秒
	インドネシア共和国、香港、台湾、大韓民国、タイ王国、	99 円/30 秒
	中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、ベトナム社	
	会主義共和国	
	ミャンマー連邦共和国	138 円/30 秒
	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラ	149 円/30 秒
	ン・イスラム共和国、インド、オマーン国、カタール国、キ	
	プロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリ	
	ア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民	
	主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共	
	和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディ	
	ブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ ハシェミット王国、ラ	
	オス人民民主共和国	
	アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、カンボジ	199 円/30 秒
	ア王国、バーレーン国、東ティモール、レバノン共和国	22 - /22 - 1
オセアニア	グアム、ハワイ	36 円/30 秒
	ニュージーランド	50 円/30 秒
	サイパン	69 円/30 秒
	オーストラリア、マーシャル諸島共和国	99 円/30 秒
	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、	149 円/30 秒
	ーツバル、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、フランス領	
	ポリネシア、米領サモア、ミクロネシア連邦	100 57 /00 54
	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸	199 円/30 秒
	島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、	
	パラオ共和国、フィジー共和国	040 55 /00 54
フコリナ	パプアニューギニア共和国	249 円/30 秒
アフリカ	コモロ連合、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア、	85 円/30 秒
	マイヨット島、レユニオン アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和	184 円/30 秒
	アンコフ共和国、ワカンダ共和国、エンフト・アフノ共和   国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、ガーナ	104   17/30 校
	国、エスフティー主国、エティピア連邦氏主共和国、カーア   共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワー	
	共和国、ガスルーン共和国、ゲーナ共和国、コートンボラー   ル共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共	
	ル共和国、サンビナ共和国、フンバフエ共和国、ベーダン共   和国、セネガル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア	
	柏国、とれガル共和国、アンケー)建古共和国、アユーフ)   共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ペナン	
	共和国、ディフェック度が共和国、フルイテンテン、ペテン   共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和	
	因、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク	
	共和国、モロッコ王国	
	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア	199 円/30 秒
	」、こうでは、	
	Later to the contract of the c	

		T
アメリカ	ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ 民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオ ネ共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、セントヘレナ 島、ソマリア共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、 トーゴ共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルン ジ共和国、マダガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニ ア・イスラム共和国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共 和国、レソト国 アラスカ アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。) カナダ ブラジル連邦共和国 アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アル バ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、	36 円/30 秒 39 円/30 秒 49 円/30 秒 134 円/30 秒 149 円/30 秒
	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グァデルーベ、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラットアンギラ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、ケイマン	199 円/30 秒
	諸島、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、トリーが、サギロア	
<b>7 6</b> °	二ダード・トバゴ共和国	CF FE /OC 14
ヨーロッパ	デンマーク王国	65 円/30 秒
	ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー王国 アイルランド、アゾールス諸島、ポーランド共和国、ポルト ガル共和国、マディラ諸島	75 円/30 秒 81 円/30 秒
	フィンランド共和国	82 円/30 秒
	オランダ王国、カナリア諸島、スイス連邦、スペイン、 ス	109 円/30 秒
	ペイン領北アフリカ、ロシア連邦	,
	イタリア共和国、ウクライナ、グレートブリテン及び北部ア イルランド連合王国、スウェーデン王国、チェコ共和国、ド イツ連邦共和国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フェロ 一諸島、フランス共和国、ルーマニア	119 円/30 秒
	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大公国	124 円/30 秒
	トルコ共和国	134 円/30 秒

	1
アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、	149 円/30 秒
ウズベキスタン共和国、オーストリア共和国、カザフスタン	
共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和	
国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、	
スロベニア共和国、セルビア共和国、ブルガリア共和国、ベ	
ルラーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニ	
ア・旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、	
モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国	
アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、	199 円/30 秒
ジョージア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、 リ	
トアニア共和国、リヒテンシュタイン公国	
特定衛星携帯電話 1 (スラーヤ)	275 円/1 分
特定衛星携帯電話 2 (イリジウム)	380 円/1 分
インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speech モード	260 円/1 分
以外の場合)	
インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speech モード	840 円/1 分
の場合)	
国際ネットワー 国際ネットワーク 1	119 円/30 秒
ク (Orange S. A. が提供する国際ネットワーク)	
国際ネットワーク 2	119 円/30 秒
(Transatel が提供する国際ネットワーク)	

# 別紙2 海外ローミング機能の利用可能地域

# (1) 通話または SMS に係るもの

区分	区分に含まれる海外利用地域
アジア 1	中華人民共和国(香港及びマカオを含みます)、台湾
アジア2	中華人民共和国(省港及びマカオを含みま9)、台湾 シンガポール共和国、フィリピン共和国
アジア3	タイ王国
アジア 4	マレーシア
アジア5	インドネシア共和国
アジア 6	東ティモール、ブータン王国
アジアフ	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア8	ベトナム社会主義共和国
アジア9	ラオス人民共和国
アジア 10	カンボジア王国
アジア 11	モンゴル国
アジア 12	インド、バングラデシュ人民共和国
アジア 13	ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国
アジア 14	スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国
アジア 15	アフガニスタン・イスラム国
アジア 16	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、オ
	マーン国、カタール国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア 17	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共
	和国
アジア 18	イスラエル国、パレスチナ自治政府
アジア 19	イラク共和国
アジア 20	キプロス共和国
アジア 21	大韓民国
アジア 22	ミャンマー連邦共和国
オセアニア 1	オーストラリア、クリスマス島、ニュージーランド、フィジー共和国
オセアニア 2	国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国 サモア独立国、ハワイ
オセアニア3	グアム、サイパン
オセアニア4	コュー・カレドニア
オセアニア5	パラオ共和国
オセアニア 6	トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック
	一諸島、ソロモン諸島
オセアニア 7	ミクロネシア連邦
アメリカ 1	アメリカ合衆国(ハワイを除きます)、カナダ、アルバ、アンギラ、
	アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー
	島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス
	島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント
	及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸
	島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハ
	マ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、

	ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン
	領ヴァージン諸島、グァデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、
	トリニダード・トバゴ共和国※1、モンセラット※1
アメリカ 2	メキシコ合衆国
アメリカ3	キューバ共和国
アメリカ 4	エルサルバドル共和国、ベリーズ
アメリカ 5	ニカラグア共和国
アメリカ6	アルゼンチン共和国
アメリカフ	コロンビア共和国
アメリカ8	スリナム共和国
アメリカ 9	チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共
	和国
アメリカ 10	ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ 11	ペルー共和国
アメリカ 12	ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国
アメリカ 13	エクアドル共和国、グアテマラ共和国
アメリカ 14	フォークランド諸島
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、
	スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテ
	ンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、ア
	イスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリー
	ンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノ
	ルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カ
	ナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリ
	一共和国
ヨーロッパ2	アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和
	国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア
	共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モ
	ルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国
ヨーロッパ3	アンドラ公国
ヨーロッパ4	ジブラルタル
ヨーロッパ5	モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	北マケドニア
ヨーロッパ7	アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビ
	ア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア
	共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキス
	タン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア
ヨーロッパ8	ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国
ヨーロッパ9	アルメニア共和国、ジョージア、トルクメニスタン
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル
	共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガス
	カル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン
アフリカ 2	ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南ア
	フリカ共和国、レソト王国

アフリカ3	エチオピア連邦民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザ				
	ンビア共和国、ジブチ共和国、ケニア共和国、セーシェル共和国				
アフリカ 4	タンザニア連合共和国				
アフリカ 5	ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビ				
	ア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共				
	和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、				
	エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共				
	和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャ				
	ス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、				
	中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、南スーダン共和国、リビ				
	ア				
アフリカ 6	ガボン共和国、ブルキナファソ				
アフリカフ	アンゴラ共和国、ギニア共和国、ソマリア連邦共和国、リベリア共				
	和国				
アフリカ8	ギニアビサウ共和国、チャド共和国				
アフリカ 9	コモロ連合				
船舶	Maritime Communications Partner AS、Telecom Italia 又は				
	Wireless Maritime Serviceの船舶内携帯通話システムにより電気				
	通信サービスが提供される地域				

※1 ただし、トリニダード・トバゴ共和国、モンセラットの 2 か国に関しては、令和 7 年 1 月 8 日からの改正規定実施までの間、下記の通り料金の読み替えを行います。

国名	通話区分及び料金			
	渡航先宛通話利 用	日本宛通話利用	渡航先以外宛通 話利用	着信通話利用
トリニダード・ トバゴ共和国	80円	250 円	280 円	100円
モンセラット	80 円	280 円	280 円	100円

## (2) データ通信に係るもの

区分	区分に含まれる海外利用地域
アジア	中華人民共和国(香港及びマカオを含みます。)、台湾、シンガポ
	一ル共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インド
	ネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カ
	ンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和
	国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和
	国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国
	連邦、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレー
	ン国、カタール国、オマーン国、イスラエル国、イラク共和国、
	キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー共和国、ナウル共
	和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、パラオ共和
	国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島
アメリカ	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)、カナダ、メキシコ合衆

国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領 セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ 島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリス トファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸 島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、 ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バミューダ諸 島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス 共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァ ージン諸島、グァデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、 エルサルバドル共和国、ニカラグア共和国、トリニダード・トバ ゴ共和国、アルゼンチン共和国、スリナム共和国、チリ共和国、 ブラジル連邦共和国、ガイアナ協同共和国、ペルー共和国、コス タリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラ ット グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王 ヨーロッパ 国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、 リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共 和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和 国、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウ ェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナ リア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリ 一共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サ ンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市 国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、 マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和 国、モンテネグロ共和国、北マケドニア、エストニア共和国、ク ロアチア共和国、セルビア共和国、マルタ共和国、リトアニア共 和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキス タン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウク ライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、 アルメニア共和国 アフリカ アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、トーゴ 共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、ルワンダ共和国、レユ ニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共 和国、南アフリカ共和国、レソト王国、ザンビア共和国、セーシ ェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベ ルデ共和国、カメルーン共和国、コンゴ民主共和国、ニジェール 共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、モーリシャス共和国、 中央アフリカ共和国、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ 共和国

# 別紙3 海外ローミング機能のオプション機能使用料

# (1) 通話に係るもの

1分までごとに

	通話区分および料金			
地域区分	渡航先宛通話利	口大党语託利用	渡航先以外宛通	羊后洛託刊田
	用	日本宛通話利用	話利用	着信通話利用
アジア 1	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア 2	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア3	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア 4	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア5	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア 6	95 円	280 円	280 円	180 円
アジアフ	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア8	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア9	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア 1	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア 2	120 円	140 円	210 円	165 円
オセアニア3	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア 4	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア 5	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア 6	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニアフ	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 1	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ2	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ3	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ4	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ5	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ6	80 円	180 円	280 円	190 円
アメリカ 7	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ8	155 円	330 円	330 円	190 円

アメリカ9	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 10	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 11	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 12	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 13	130 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 14	200 円	500 円	500 円	270 円
ヨーロッパ1	80 円	180 円	280 円	110円
ヨーロッパ2	80 円	280 円	280 円	110円
ヨーロッパ3	100 円	250 円	280 円	110円
ヨーロッパ4	100円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ5	100 円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ6	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパフ	80 円	380 円	380 円	110円
ヨーロッパ8	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ9	100 円	450 円	450 円	180 円
アフリカ 1	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ 2	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ3	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 4	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ5	100 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 6	100 円	380 円	380 円	180 円
アフリカ 7	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ8	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ 9	80 円	480 円	480 円	160 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800 円
I see s.				

#### 備考

- 1 各地域区分における海外利用地域は、別紙2のとおりです。
- 2 着信通話利用の料金は、本機能のオプション機能使用料のほか、着信自動通話の通話 料を含み、povo2.0契約者に支払っていただきます。

#### (2) SMS に係るもの

	区分	料金
送信		100円/通(全角 70 文字まで)
受信		無料
備考	機種により最大全角 670 文字まで送信可能です	け。ただし、134 文字までは 2 通分、

備考 機種により最大全角 6/0 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分 それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。

2024年12月11日 海外ローミング機能に関する改版

- 2024年12月11日から2025年1月8日までの間、次表の左欄に定める国名の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(通話に係るものに限ります。)は、別紙3の(1)の規定に関わらず、次表のとおりとします。

国名	通話区分及び料金					
	渡航先宛通話利 用					

トリニダード・	80 円	250 円	280 円	100円
トバゴ共和国				
モンセラット	80 円	280 円	280 円	100円

・この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

2025年2月24日 ギフトカード発売開始に伴う改版

(本改定については 2025 年 2 月 25 日午前 0 時 00 分 00 秒から実施します。)

2025 年 6 月 4 日 ベースプランの基本情報およびその他注意事項に関する改版 2025 年 7 月 17 日 povo ガチャに伴う長期間未購入時の利用停止、契約解除に関する改